

# 第74期 定時株主総会 招集ご通知

日時  
2021年6月29日（火曜日）  
午前10時

場所  
東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー17階  
「オパール17」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## <株主の皆さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.qtes.co.jp/>）においてお知らせいたします。

書面またはインターネットによる議決権行使期限は  
2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までです。

**Q'd** 株式会社 東京エネシス

証券コード：1945

# Q'd

Quality Oriented

Q'd(キュード)は、「どこまでもQuality Oriented」でありたいという考えを表したものです。Q'dとは、お客さまのために、社会のためにより良い提案をしていきたいと誓い合う言葉でもあります。

その思いを胸に、長年電力設備で培った現場技術力を、次の解決力へ

## ENERGY × SOLUTION



私たちは電力設備の設計から建設、  
保守まで一貫施工を可能にする  
技術力を持つ企業として高い信頼を得て、  
暮らしの基盤づくりに広く貢献しています。



(証券コード 1945)  
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号  
**株式会社 東京エネシス**  
代表取締役社長 熊谷 努

## 第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただくほかに、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

68頁から69頁の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号<br>品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
**第7号議案** 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡  
制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます  
ようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、イン  
ターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.qtes.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点に立ち、安定した配当の継続を基本に、業績、内部留保の状況及び今後の事業展開への備え等を総合勘案して配当を実施することとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針及び株主さまへの利益還元を重視する観点から1株につき13円50銭の普通配当に特別配当1円50銭を加え、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき28円50銭となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円 総額513,240,990円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることが可能な監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加及び変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                         | 第1章 総則                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第1条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                     | 第1条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (目的)                                                                                                                                                                                                                           | (目的)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                                                                                                                        | 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工</li> <li>2. 情報通信設備の設計ならびに施工</li> <li>3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工</li> <li>4. 土木建築工事の設計ならびに施工</li> <li>5. 前各号に付帯する機械器具および材料の製造ならびに販売、賃貸借、保守管理</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工</li> <li>2. 情報通信設備の設計ならびに施工</li> <li>3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工</li> <li>4. 土木建築工事の設計ならびに施工</li> <li>5. 前各号に<u>関連する設備の運転および保守管理</u></li> <li>6. <u>機械器具、材料および燃料の製造、販売および賃貸</u></li> <li>7. 電気供給事業</li> <li>8. 労働者派遣事業</li> </ol> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 電気供給事業</li> <li>7. 労働者派遣事業</li> </ol>                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>8. 不動産の売買および賃貸借ならびに管理</p> <p>9. 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること</p> <p>10. 前各号に関連する一切の事業</p>                                                                     | <p>9. 不動産の売買および賃貸ならびに管理</p> <p>10. 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること</p> <p>11. 前各号に関連する一切の事業</p>                                                                     |
| <p>第3条 (条文省略)</p>                                                                                                                                             | <p>第3条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                            |
| <p>(機関)</p>                                                                                                                                                   | <p>(機関)</p>                                                                                                                                                   |
| <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p>                                                              | <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会<br/>&lt;削除&gt;</p> <p>3. 会計監査人</p>                                                           |
| <p>第5条 (条文省略)</p>                                                                                                                                             | <p>第5条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                            |
| <p>第2章 株式</p>                                                                                                                                                 | <p>第2章 株式</p>                                                                                                                                                 |
| <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>                                                                                                                                        | <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                       |
| <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                                                               | <p>第3章 株主総会</p>                                                                                                                                               |
| <p>第13条～第15条 (条文省略)</p>                                                                                                                                       | <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                      |
| <p>(招集者および議長)</p>                                                                                                                                             | <p>(招集権者および議長)</p>                                                                                                                                            |
| <p>第16条 取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</p> | <p>第16条 取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第17条～第19条 (条文省略)</p>                                                                                                                                       | <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="291 170 628 196">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="190 231 261 257">(員数)</p> <p data-bbox="178 261 659 287">第20条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p data-bbox="414 323 505 349">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="190 414 261 439">(選任)</p> <p data-bbox="178 444 737 654">第21条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="190 751 261 777">(任期)</p> <p data-bbox="178 781 737 961">第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>補欠または増員として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p data-bbox="878 170 1215 196">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="775 231 846 257">(員数)</p> <p data-bbox="763 261 1326 381">第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内とする。<u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="775 414 846 439">(選任)</p> <p data-bbox="763 444 1326 715">第21条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="775 751 846 777">(任期)</p> <p data-bbox="763 781 1326 1360">第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u><u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、なお取締役会長1名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                             | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名</u>を選定し、なお取締役会長1名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</p> | <p>(<u>取締役会の招集権者</u>および議長)</p> <p>第24条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</p>                             |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                 | <p>第25条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                         |
| <p>(招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>      | <p>(<u>取締役会の招集</u>)</p> <p>第26条 取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                |
| <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                 | <p>第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第32条 監査役は株主総会において選任する。<br/>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役への委任)</p> <p>第28条 当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                               | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(招集)</u><br/> 第35条 <u>監査役会の招集は会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第36条 <u>監査役会に関する事項については法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による</u></p>                                                                                                                                                                                           | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第37条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第38条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>平成29年2月1日改正</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>2021年6月29日改正</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、第74期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第74期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                   | 現在の当社における地位及び担当                        |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 1     | 再任 熊谷 努 <small>くま がい つとむ</small>     | 代表取締役社長社長執行役員                          |
| 2     | 再任 眞島 俊昭 <small>ま じま とし あき</small>   | 取締役副社長執行役員<br>経営企画本部長                  |
| 3     | 再任 鈴木 康司 <small>すず き やす し</small>    | 取締役常務執行役員<br>エネルギー・産業本部長               |
| 4     | 再任 堀川 総一郎 <small>ほりかわ そういちろう</small> | 取締役常務執行役員<br>電力本部長代理兼電力営業部長<br>兼海外事業部長 |
| 5     | 再任 海野 伸介 <small>うん の しん すけ</small>   | 取締役常務執行役員                              |
| 6     | 再任 小川 泰規 <small>お がわ やす き</small>    | 取締役常務執行役員<br>電力本部長                     |
| 7     | 再任 田中 等 <small>た なか ひとし</small>      | 取締役                                    |
|       |                                      | 社外<br>独立                               |
| 8     | 再任 杉町 眞 <small>すぎ まち まこと</small>     | 取締役                                    |
|       |                                      | 社外<br>独立                               |
| 9     | 新任 五十嵐 信二 <small>い がらしん じ</small>    | 上席執行役員<br>原子力本部副本部長                    |
| 10    | 新任 西山 茂 <small>にし やま しげる</small>     | —                                      |
|       |                                      | 社外<br>独立                               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                       | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>くま がい つとむ</small><br>熊 谷 努<br>(1961年2月21日生)                           | 1985年4月 東京電力(株)入社<br>2012年6月 同社電力流通本部工務部長<br>2014年6月 同社埼玉支店長<br>2015年7月 同社執行役員パワーグリッド・カンパニー埼玉<br>総支社長<br>2016年4月 東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社長(常務<br>取締役待遇)<br>2016年6月 当社代表取締役社長<br>2017年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)                                                     | 17,900株       |
|           | (取締役候補者とした理由)<br>熊谷努氏は、代表取締役社長として各種施策を強いリーダーシップのもと実行してまいりました。2021年度中期経営計画を推進し、当社グループの更なる成長・発展を牽引するため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                    |                                                                                                                                                                                                                                                            |               |
| 2         | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>ま じま とし あき</small><br>真 島 俊 昭<br>(1963年10月20日生)                       | 1988年4月 東京電力(株)入社<br>2011年7月 同社千葉支店成田支社長<br>2014年7月 同社本店技術統括部(技術イノベーション担当)<br>2016年7月 同社経営企画ユニットグループ事業管理室(技<br>術・業務革新推進担当)<br>2017年6月 東京電力フュエル&パワー(株)常務取締役<br>2019年4月 東京電力ホールディングス(株)参与<br>2019年6月 当社取締役副社長執行役員新事業開発担当<br>2020年10月 当社取締役副社長執行役員経営企画本部長(現任) | 6,000株        |
|           | (取締役候補者とした理由)<br>真島俊昭氏は、長年にわたり電力業界に携わり火力発電事業、エネルギーソリューション事業に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                            |               |

| 候補者番号                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3                                                                                                                                                             | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>すず き やす し</small><br>鈴木康司<br>(1959年10月21日生)       | 1982年4月 当社入社<br>2015年6月 当社営業本部営業統括部長<br>2016年6月 当社執行役員営業本部営業統括部長<br>2017年6月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部長代理<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼エネルギー・産業本部長代理<br>2019年12月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼エネルギー・産業本部長代理兼エネルギー・産業統括部長<br>2020年10月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部長(現任)                                                                                          | 5,400株        |
| (取締役候補者とした理由)<br>鈴木康司氏は、エネルギー・産業部門、営業部門に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。               |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |
| 4                                                                                                                                                             | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><small>ほり かわ そう いち ろう</small><br>堀川総一郎<br>(1963年12月16日生) | 1989年1月 当社入社<br>2015年6月 当社エネルギー・産業本部再生可能エネルギープロジェクト部長<br>2017年2月 当社執行役員エネルギー・産業本部再生可能エネルギープロジェクト部長兼国際部長<br>2018年6月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部副本部長(建設担当)兼第一プロジェクト部長兼国際部長兼営業本部副本部長<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部副本部長(建設担当)兼国際部長兼営業本部副本部長<br>2020年4月 Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.取締役社長<br>2020年10月 当社取締役常務執行役員電力本部長代理兼電力営業部長兼海外事業部長(現任) | 5,500株        |
| (取締役候補者とした理由)<br>堀川総一郎氏は、再生可能エネルギー・火力発電設備の建設工事及び海外の工事に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>うんのしんすけ<br>海野伸介<br>(1960年2月11日生)                                                                                                                                                                                                                | 1985年4月 東京電力(株)入社<br>2012年7月 同社神奈川支店相模原支社長<br>2014年6月 同社秘書部長<br>2017年6月 東京パワーテクノロジー(株)監査役<br>2018年6月 当社上席執行役員人事・組織改革担当<br>2019年6月 当社常務執行役員人事・組織改革担当<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員(現任)                                                                                         | 1,700株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>海野伸介氏は、長年にわたり総務・経理業務に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
| 6     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>おがわやすき<br>小川泰規<br>(1961年2月16日生)                                                                                                                                                                                                                 | 1985年4月 東京電力(株)入社<br>2012年10月 同社西火力事業所南横浜火力発電所長<br>2014年6月 同社東火力事業所袖ヶ浦火力発電所長<br>2016年6月 東京電力フェUEL&パワー(株)経営企画室(株)常陸那珂ジェネレーション代表取締役社長(出向)<br>2019年6月 当社上席執行役員エネルギー・産業本部副本部長<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員エネルギー・産業本部副本部長兼境港バイオマス発電所プロジェクトマネージャー<br>2020年10月 当社取締役常務執行役員電力本部長(現任) | 2,600株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>小川泰規氏は、長年にわたり電力業界に携わり火力発電事業に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
| 7     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div><br>たなかひとし<br>田中等<br>(1950年7月28日生) | 1976年4月 弁護士登録<br>1976年4月 成富総合法律事務所(現丸の内南法律事務所)入所<br>2003年10月 同所代表(現任)<br>2014年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士(丸の内南法律事務所)<br>(株)SUMCO社外取締役(監査等委員)                                                                                                                   | 2,100株        |
|       | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>田中等氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                    | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p>すぎ まち まこと<br/>杉 町 真<br/>(1956年8月14日生)</p> | <p>1980年4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災保険(株)) 入社</p> <p>2007年6月 同社横浜中央支店長</p> <p>2009年7月 同社理事名古屋営業第三部長</p> <p>2010年6月 同社執行役員</p> <p>2011年6月 同社常務執行役員</p> <p>2014年4月 同社常務取締役</p> <p>2015年4月 同社常務執行役員</p> <p>2016年4月 同社専務執行役員</p> <p>2016年6月 日本地震再保険(株)取締役社長</p> <p>2020年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>アイペット損害保険(株)社外取締役 (監査等委員)<br/>アイペットホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)</p> | 0株            |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>杉町真氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験及び知見を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たしております。これらの実績から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |
| 9                                                                                                                                                                                                                                    | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <p>い が ら し しん じ<br/>五十嵐信二<br/>(1958年7月4日生)</p>                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>1981年4月 東京電力(株)入社</p> <p>2009年7月 同社柏崎刈羽原子力発電所ユニット所長 (5～7号)</p> <p>2013年6月 同社本店原子力・立地本部原子力運営管理部長</p> <p>2016年4月 東京電力ホールディングス(株)原子力・立地本部原子力運営管理部長</p> <p>2017年6月 原燃輸送(株)取締役設計開発部長</p> <p>2019年6月 同社常務取締役六ヶ所輸送事業所長兼青森地区担当</p> <p>2020年6月 当社上席執行役員原子力本部副本部長 (現任)</p>                                                                                                    | 200株          |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>五十嵐信二氏は、長年にわたり電力業界に携わり原子力発電事業に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これらの実績から取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 10                                                                                                                                                                           | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">にし やま しげる<br/>西 山 茂<br/>(1961年10月27日生)</p> | <p>1984年4月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入社</p> <p>1987年3月 公認会計士(日本)登録</p> <p>2002年4月 早稲田大学大学院(ビジネススクール)助教授</p> <p>2006年4月 早稲田大学大学院(ビジネススクール)教授(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>早稲田大学大学院(ビジネススクール)教授<br/>ユニプレス(株)社外取締役(監査等委員)<br/>(株)マクロミル社外取締役(監査委員、報酬委員)<br/>丸紅(株)社外監査役</p> | 0株            |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>西山茂氏は、会計や財務に関する専門知識と経験及び知見、また、様々な企業での社外役員等としての豊富な経験を有しており、それらに基づく客観的かつ専門的な観点から業務執行に対する監督の役割を果たすものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |

- (注) 1. 社外取締役候補者 杉町真氏は、2016年6月まで当社の取引先である東京海上日動火災保険株式会社の業務執行者でありました。なお、2021年3月期の同社との取引額は、連結売上高の1%未満であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 田中等、杉町真及び西山茂の3氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 田中等及び杉町真の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、西山茂氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
  5. 当社は田中等及び杉町真の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。本議案において、両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、西山茂氏の選任が承認された場合も、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております(法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。)。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、移行後の監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><b>新任</b></p> <p>しいな しんじ<br/>権名真司<br/>(1958年11月8日生)</p>                               | <p>1981年4月 当社入社</p> <p>2008年2月 当社総務部長</p> <p>2013年6月 当社執行役員総務部長</p> <p>2017年6月 当社執行役員総務部担任兼調達センター担任</p> <p>2018年6月 当社常勤監査役(現任)</p>                                                                              | 8,500株        |
| <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>権名真司氏は、当社の総務部長等を歴任し、企業法務に関する豊富な経験及び知見を有しており、公正かつ客観的な立場から意見を述べ、監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                                    |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                 |               |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p><b>新任</b> <b>社外</b></p> <p><b>独立</b></p> <p>いな がき よしあき<br/>稲垣宜昭<br/>(1958年3月17日生)</p> | <p>1982年4月 東京電力(株)入社</p> <p>2004年7月 同社埼玉支店総務部長</p> <p>2007年6月 同社栃木支店宇都宮支社長</p> <p>2012年6月 同社監査委員会業務室長</p> <p>2014年2月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・廃炉等支援機構)執行役員</p> <p>2017年6月 東電用地(株)監査役</p> <p>2020年6月 当社常勤監査役(現任)</p> | 400株          |
| <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>稲垣宜昭氏は、長年にわたり電力業界に携わり総務・監査業務に関する豊富な経験及び知見を有しており、公正かつ客観的な立場から意見を述べ、監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                 |               |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <p>におき<br/>にの みや てる おき<br/>二 宮 照 興<br/>(1960年6月3日生)</p> | <p>1989年4月 弁護士登録<br/>1992年4月 丸市法律事務所（現丸市綜合法律事務所）開設（現任）<br/>2019年6月 当社社外監査役（現任）<br/>2021年4月 第一東京弁護士会副会長（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>弁護士（丸市綜合法律事務所）</p>                                               | 0株            |
| <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br/>二宮照興氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験及び知見を有しており、このような経験をもとに、中立かつ客観的な立場で監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br/>なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                |               |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <p>もり ひで ふみ<br/>森 秀 文<br/>(1953年1月18日生)</p>             | <p>1971年4月 東京国税局採用<br/>2001年7月 同局茂原税務署長<br/>2009年7月 国税庁課税部法人課税課長<br/>2011年7月 高松国税局長<br/>2013年8月 森秀文税理士事務所代表（現任）<br/>2020年6月 当社社外監査役（現任）<br/>（重要な兼職の状況）<br/>税理士（森秀文税理士事務所）<br/>中野冷機(株)社外監査役</p> | 0株            |
| <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br/>森秀文氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、行政機関の要職を歴任され、税理士として豊富な経験及び知見を有しており、このような経験をもとに、中立かつ客観的な立場で監査役として業務執行に対する監査の役割を果たしております。これらの実績から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br/>なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                |               |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である社外取締役候補者 稲垣宜昭氏は、2014年2月まで当社の特定関係事業者である東京電力ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。当社と同社との間には工事請負等の取引関係があります。
3. 稲垣宜昭、二宮照興及び森秀文の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 二宮照興及び森秀文の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、稲垣宜昭氏

- は、注記2から7年が経過していることから、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は稲垣宜昭、二宮照興及び森秀文の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。本議案において、3氏の選任が承認された場合は、3氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。
  6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者である役員等が業務執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされることによって被保険者が被る損害を補填することとしております（法令違反行為であることを認識して行った行為等に起因した損害の補填を除く。）。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額3億200万円以内（うち社外取締役分は300万円以内）と承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、これを廃止したうえで取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億300万円以内（うち社外取締役分は400万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、設定した報酬額は、当社の事業規模、役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、相当であるものと判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役の報酬額を年額800万円以内とさせていただきたいと存じます。また、設定した報酬額は、当社の事業規模、役員構成、今後の事業展開等を総合的に勘案し設定したもので、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は4名となります。また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給させていただきたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮し決定されており、相当であるものと判断しております。なお、本議案が承認された場合は、事業報告32頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に非金銭報酬等に関する内容を新たに加え、本議案に基づき改定することを予定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、正当な理由により、予め定める期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 正当な理由以外の理由による退任又は退職時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が、正当な理由以外の理由により当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上



## (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、国・自治体の経済政策により一部持ち直しの動きがみられたものの、足元では感染症が再拡大しており、先行きに対する不透明感は払拭されずに推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境は、電力システム改革の進展により電力関連設備工場の市場競争が激化しており、また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の減少を背景として、民間設備投資の抑制及び工事計画の見直し等が発生し、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、電力安定供給のための社会インフラを支える企業としての使命を果たすため、感染拡大防止策を徹底した上で、事業活動の継続に取り組んでまいりました。

具体的には、既存事業領域を堅持するとともに、中期経営計画（2018年度～2020年度）の最重点課題である「収益構造の多様化と組織力の最大化による持続的な成長・拡大」を確実に遂行すべく、各火力・原子力・水力発電所の点検・保守、福島第一原子力発電所の廃止措置関連業務や福島復興関連業務、原子力発電所の安全対策工事、更に大型火力発電設備・コージェネレーション設備・通信設備等の工事、太陽光発電・バイオマス発電・水力発電等の再生可能エネルギー関連設備等の工事において受注・売上の拡大を図り、全社を挙げて利益の創出に努めてまいりました。

この結果、受注高は、自然災害に伴う太陽光発電設備工場の計画延伸があったものの、大型火力発電設備の建設工事やバイオマス発電所の長期運転保守受託の増加により、801億62百万円（前期比25.2%増）となりました。売上高は、コージェネレーション設備工事や原子力発電所の安全対策工事が進捗したものの、前期に比べ大型の火力発電設備や太陽光発電設備の建設工事が減少したことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるお客さまの工事計画の延伸・中止が生じたこと等により、595億14百万円（前期比10.5%減）となりましたが、次期繰越高は、863億86百万円（前期比31.4%増）となり、過去最高額を大幅に更新することとなりました。

利益面につきましては、売上高の減少はあったものの、原価管理の徹底や経費の削減等により収益が改善されたことに加え、原価率の高い工事が比較的少なかったこともあり、営業利益は41億4百万円（前期比4.7%増）となりましたが、経常利益は投資事業の運用

損等により39億20百万円（前期比0.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、保有株式の売却益等により27億47百万円（前期比15.6%増）となりました。

なお、事業領域の拡大、新規事業への進出を加速するため、1月27日に締結いたしました株式会社日立プラントコンストラクションから火力発電に関連する事業の一部を承継する基本統合の件につきましては、その後、契約の締結プロジェクトチームを結成し鋭意統合プロセスを進めているところであります。

#### 企業集団の受注高・売上高・繰越高

（単位 百万円）

| 区 分         | 前期繰越高  | 受 注 高  | 売 上 高  | 次期繰越高  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 設 備 工 事 業   | 65,738 | 79,331 | 58,683 | 86,386 |
| そ の 他 の 事 業 | －      | 858    | 858    | －      |
| 差 異 調 整 額   | －      | △27    | △27    | －      |
| 合 計         | 65,738 | 80,162 | 59,514 | 86,386 |

（注）区分に対応した部門等の名称は次のとおりであります。

設 備 工 事 業：エネルギー・産業部門、電力部門、原子力部門、海外事業部、溶接・検査センター、バイオマス燃料・発電プロジェクト

その他の事業：発電事業、不動産事業、リース・レンタル事業、保険代理業、製造・販売事業、卸売業

#### （2）設備投資及び資金調達の状況

##### ① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は34億5百万円であります。このうち主なものは、2022年度内の営業運転を予定している鳥取県境港市における境港バイオマス発電所の建設等であります。

##### ② 資金調達の状況

当連結会計年度中に、境港バイオマス発電所に係る所要資金として、長期借入金16億円の調達を行いました。

### (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、電力業界において2020年4月に施行された発電部門と送電部門との法的分離によって一連の電力システム改革の最終段階を迎えたことから、厳しい競争環境が恒常化していくものと思われ、エネルギーインフラ事業に携わる当社グループにとっては引き続き厳しい事業環境が続くものと予想されます。

また、至近では新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な状況であることから経済活動が制約され、景気の回復基調は限定的で、厳しい局面は今しばらく継続するものと予想されます。

一方で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする政府方針が示され、再生可能エネルギーの主力電源化、カーボンニュートラル等へ向けた様々な取り組みが活性化すると予想され、当社も様々な事業に挑戦し続けることでビジネス領域を拡大する好機であるとも考えております。

このような状況の中、当社グループは、本年4月から新たな中期経営計画（2021年度～2023年度）をスタートさせ、「基盤事業の強靱化と新事業領域の更なる拡大による企業価値の向上」を最重点課題に掲げ、これまでの取り組みを加速させてまいります。

事業領域の裾野を拡げるため、これまで培ってまいりました技術力を活かし、コージェネレーションシステムや空調設備等の需要家さまの設備や、太陽光・小水力・風力・バイオマス・地熱等の再生可能エネルギー設備等の工事において、EPC（設計・調達・建設）からO&M（運転・保守）まで一貫したワンストップサービスをご提供してまいります。

更に、社内外のリソースを徹底的に活用し、新たな環境価値創造へ寄与する技術力・競争力の強化に取り組んでまいります。

2020年12月、当社グループは、地球規模で取り組むべきCO<sub>2</sub>削減、カーボンニュートラルへの取り組みの一環として、鳥取県境港市において2022年度の営業運転開始を目指し、自社所有となる木質バイオマス発電所の建設工事に着手いたしました。

他のバイオマス発電事業につきましても、自社所有発電所の建設によって蓄積した知見を活用し、お客さまの様々な事業計画に一連のバリューチェーン、すなわち資本参加からオーナーズエンジニアリング（建設中管理業務）、建設工事、O&M、LTSA（長期保守契約）等のあらゆる局面で貢献できるよう着実に取り組みを進めてまいります。

水力発電分野につきましては、鳥取県営水力発電所再整備事業におきまして、当社設立以来70有余年にわたり積み重ねてきた技術力を活かして、発電所の土木、建築工事から水車、発電機の据付工事に参画する等、再生可能エネルギー分野の事業として更に強化してまいります。

原子力発電分野につきましては、東日本大震災直後から福島第一原子力発電所の事故収束作業にあたり、その後も継続して廃炉・汚染水処理の作業に携わってまいりましたが、

廃炉作業がより核心部へ移りつつある中、Wi-Fiネットワークシステム搭載型遠隔走行作業車等を開発し現場への実践投入を図る等、今後も困難な作業へ積極的に関わり続けることで福島復興に向けた取り組みを継続してまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所での安全対策工事等で培った防消火設備工事の知見と技術力を活かして、女川原子力発電所、志賀原子力発電所、島根原子力発電所、東海第二原子力発電所等の安全対策工事へ活動領域を拡げており、引き続き、脱炭素化へ効果が大きい原子力発電所の再稼働へ向け貢献してまいります。

火力発電分野につきましては、ベース電源としての信頼性の維持・環境負荷の軽減（水素、アンモニアの活用やCCS（二酸化炭素回収・貯留））へ対応していくことで、電力事業を安定的に支えてまいります。

この度の株式会社日立プラントコンストラクションからの火力事業の承継につきましては、同社が所有する優れた技術による生産性の向上、優秀な人材の活用によるグローバルな事業展開、豊富な協力会社体制による施工力の強化等、様々なシナジーが期待できることから、火力発電分野に限定せずその効果を最大限に発揮するために、着実な統合作業を進めてまいります。

海外事業分野につきましては、アジア地域の旺盛なエネルギー需要に応えるべく、タイ王国内に設立いたしましたTokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.の工場稼働を本格化させ、当社グループとして設備の設計・製造から建設、運転・保守まで一貫した設備工事の受注を進めてまいります。

今後とも当社グループは、「暮らしのより確かな基盤をつくる」という理念のもと、あらゆる事業分野において、工事の安全・品質の確保を最優先に取り組み、全社を挙げて持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。また、社会と共生していくために、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）へ取り組むとともに、働き方改革、女性活躍推進、障がい者雇用や外国人技能実習生の受入れを精力的に進め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

なお、今後も社会全般にわたり経済活動へ広く影響が予想される新型コロナウイルス感染症に対しても、お客さまへご迷惑をお掛けすることのないよう感染拡大防止策を徹底しBCP（事業継続計画）を実践してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

| 区 分                    | 第 71 期<br>(2017年度) | 第 72 期<br>(2018年度) | 第 73 期<br>(2019年度) | 第74期(当期)<br>(2020年度) |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 受 注 高                  | 70,255             | 73,678             | 64,012             | 80,162               |
| 売 上 高                  | 68,709             | 68,644             | 66,520             | 59,514               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益    | 2,904              | 3,508              | 2,376              | 2,747                |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 86円7銭              | 103円64銭            | 69円94銭             | 80円50銭               |
| 総 資 産                  | 83,446             | 85,755             | 85,401             | 89,616               |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

| 区 分                    | 第 71 期<br>(2017年度) | 第 72 期<br>(2018年度) | 第 73 期<br>(2019年度) | 第74期(当期)<br>(2020年度) |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 受 注 高                  | 69,343             | 72,665             | 72,319             | 80,624               |
| 売 上 高                  | 67,799             | 67,659             | 65,221             | 61,315               |
| 当期純利益                  | 2,773              | 3,271              | 2,401              | 2,806                |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 82円19銭             | 96円64銭             | 70円66銭             | 82円23銭               |
| 総 資 産                  | 80,795             | 82,772             | 82,248             | 87,109               |

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                               | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容             |
|-----------------------------------|--------------|---------|---------------------|
| 東工企業株式会社                          | 100百万円       | 100.0%  | 不動産の賃貸及び管理並びに電線類の売買 |
| 株式会社バイコム                          | 50百万円        | 100.0%  | 機械装置・工具・車両等の賃貸及び売買  |
| 株式会社テクノ東京                         | 30百万円        | 100.0%  | 発電設備の工事の請負          |
| 株式会社東輝                            | 10百万円        | 100.0%  | 損害保険代理業             |
| Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.  | 490,000千タイバツ | 73.9%   | 発電機械設備の製造及び販売       |
| Admiration Co., Ltd.              | 2,000千タイバツ   | 48.9%   | 発電機械設備の売買           |
| 合同会社境港エネルギーパワー                    | 0百万円         | 100.0%  | バイオマス発電事業           |
| P.T. HASHIMOTO GEMILANG INDONESIA | 13,166百万ルピア  | 52.8%   | バイオマス燃料の製造及び販売      |

(注) 1. 出資比率の計算は、間接保有を含んでおります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. Tokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.への当社の直接保有割合は49.0%、間接保有割合は24.9%であります。

4. 東工電設株式会社は、2021年3月31日に清算終了いたしました。

③ その他

東京電力ホールディングス株式会社は当社の株式を9,064千株（出資比率24.33%）所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、電力関連設備や一般電気設備工事等の設計及び施工を主な事業とし、更に太陽光発電による電力の販売、不動産の賃貸及び管理、工具備品・車両等のリース・レンタル並びに保険代理業等の事業活動を展開しております。

## (7) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

## ① 当社

| 名 称       | 所 在 地     | 名 称       | 所 在 地  |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 本 社       | 東京都中央区    | 福島総合支社    | 福島県双葉郡 |
| 京 浜 営 業 所 | 神奈川県横浜市   | 新潟支社      | 新潟県柏崎市 |
| 千 葉 営 業 所 | 千葉県市原市    | 青森支社      | 青森県上北郡 |
| 茨 城 営 業 所 | 茨城県ひたちなか市 | 溶接・検査センター | 千葉県千葉市 |

## ② 子会社

| 会 社 名     | 所 在 地  | 会 社 名                            | 所 在 地           |
|-----------|--------|----------------------------------|-----------------|
| 東工企業株式会社  | 東京都江東区 | Tokyo Enesys(Thailand) Co., Ltd. | タイ王国バンパコン市      |
| 株式会社バイコム  | 東京都江東区 | Admiration Co., Ltd.             | タイ王国バンコク市       |
| 株式会社テクノ東京 | 東京都江東区 | 合同会社境港エネルギーパワー                   | 東京都中央区          |
| 株式会社東輝    | 東京都中央区 | PT. HASHIMOTO GEMILANG INDONESIA | インドネシア共和国ジャカルタ市 |

## (8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 1,464名  | 16名減        |

(注)従業員数は就業人員であります。

## ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 1,279名  | 33名減        | 46.4歳   | 20.2年       |

(注)従業員数は就業人員であり、受入出向者64名を含み、他社への出向者53名は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額  |
|-----------------------|--------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 500百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 500百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 500百万円 |
| 株 式 会 社 鳥 取 銀 行       | 100百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,589,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,261,752株
- (3) 株 主 数 3,935名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名                                                       | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                             | 千株    | %       |
| 東京電力ホールディングス株式会社                                            | 9,064 | 26.49   |
| 光 通 信 株 式 会 社                                               | 3,384 | 9.89    |
| 東京エネシス社員持株会                                                 | 1,482 | 4.33    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                     | 1,416 | 4.14    |
| 太 平 電 業 株 式 会 社                                             | 822   | 2.40    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                          | 743   | 2.17    |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON<br>COLLATERAL NON TREATY-PB | 668   | 1.95    |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO                          | 602   | 1.76    |
| 新 日 本 空 調 株 式 会 社                                           | 600   | 1.75    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2                               | 581   | 1.70    |

- (注) 1. 当社は、自己株式3,045千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率の計算は、自己株式を控除しております。
3. 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」導入において設定した野村信託銀行株式会社(東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式11千株を含んでおりません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                               |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 熊 谷 努     | 社長執行役員                                                     |
| 取 締 役     | 眞 島 俊 昭   | 副社長執行役員 経営企画本部長                                            |
| 取 締 役     | 猿 渡 辰     | 常務執行役員 原子力本部長                                              |
| 取 締 役     | 鈴 木 康 司   | 常務執行役員 エネルギー・産業本部長                                         |
| 取 締 役     | 堀 川 総 一 郎 | 常務執行役員 電力本部長代理兼電力営業部長兼海外事業部長                               |
| 取 締 役     | 海 野 伸 介   | 常務執行役員                                                     |
| 取 締 役     | 小 川 泰 規   | 常務執行役員 電力本部長                                               |
| 取 締 役     | 田 中 等     | 弁護士（丸の内南法律事務所）<br>株式会社SUMCO社外取締役（監査等委員）                    |
| 取 締 役     | 杉 町 眞     | アイペット損害保険株式会社社外取締役（監査等委員）<br>アイペットホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 常 勤 監 査 役 | 椎 名 眞 司   |                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 稲 垣 宜 昭   |                                                            |
| 監 査 役     | 二 宮 照 興   | 弁護士（丸市綜合法律事務所）                                             |
| 監 査 役     | 森 秀 文     | 税理士（森秀文税理士事務所）<br>中野冷機株式会社社外監査役                            |

- (注) 1. 取締役 田中等氏及び杉町眞氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 稲垣宜昭氏並びに監査役 二宮照興氏及び森秀文氏は、社外監査役であります。
3. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役、役付執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等に起因して生じた損害には填補しないこととしております。

5. 常勤監査役 椎名真司氏並びに監査役 二宮照興氏及び森秀文氏は、以下のとおり、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・常勤監査役 椎名真司氏は、当社において総務部長等を歴任し、企業法務に関する業務に携わった経験があります。
  - ・監査役 二宮照興氏は、弁護士の資格を有しております。
  - ・監査役 森秀文氏は、税理士の資格を有しております。
6. 当社は、取締役 田中等氏及び杉町真氏並びに監査役 二宮照興氏及び森秀文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2020年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、取締役 篠原宏昭氏、小林隆氏、海野裕之氏及び阪本吉秀氏並びに監査役 菅沼希一氏及び田中豊氏が任期満了により退任いたしました。
8. 2020年6月26日開催の第73期定時株主総会において、新たに海野伸介氏、小川泰規氏及び杉町真氏が取締役に、稲垣宜昭氏及び森秀文氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、人事・報酬等諮問委員会からの答申の内容を尊重し決定されていることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### (a) 基本方針

取締役の報酬等は、基本報酬と賞与により構成し、企業業績と企業価値の向上に対する動機づけに配慮し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、株主の皆さまとの利害を共有し、中長期の業績を反映させる観点から、報酬等の一部を役員持株会へ拠出し、購入した自社株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

#### (b) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、職責及び在任年数に応じて、当社の業績、他社及び従業員給与の水準等を考慮のうえ総合的に勘案して決定しております。

#### (c) 賞与の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

取締役の賞与は、業績向上に対する意識を高めるため業績連動とし、本業の収益状況をはかる営業利益及び将来の売上につながる受注高を指標として採用しております。そして、当該年度の営業利益及び受注高の指標に対する達成状況と個々の取締役の経営への貢献度に応じた金額を賞与として毎年一定時期に支給しております。

- (d) 基本報酬及び賞与の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針  
 取締役の個人別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークした報酬水準を踏まえ、人事・報酬等諮問委員会において検討を行っております。取締役会は、人事・報酬等諮問委員会の答申で示された範囲内で決定しております。

なお、基本報酬と賞与の比率は8：2としておりますが、今後はインセンティブを高めるため、更に賞与比率を高めてまいります。

- (e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 取締役の個人別の報酬等については、取締役会がその具体的内容の決定について、代表取締役社長へ委任するものとし、その内容は、各取締役の基本報酬及び賞与を各取締役の担当事業の業績や経営への貢献度等を評価し配分することとしております。代表取締役社長は、人事・報酬等諮問委員会に内容を諮問し答申を得て、当該答申の内容を十分に尊重し決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額             | 報酬等の種類別の総額         |              | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|
|                  |                    | 金銭報酬               |              |                |
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等      |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 2億25百万円<br>(16百万円) | 1億90百万円<br>(16百万円) | 35百万円<br>(-) | 13名<br>(3名)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 55百万円<br>(33百万円)   | 55百万円<br>(33百万円)   | -<br>(-)     | 6名<br>(5名)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 2億81百万円<br>(50百万円) | 2億46百万円<br>(50百万円) | 35百万円<br>(-) | 19名<br>(8名)    |

- (注) 1. 取締役・監査役の人数及び報酬等の額には、2020年6月26日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役4名及び監査役2名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等(賞与)については、収益状況をはかる営業利益、将来の売上に繋がる受注高等を指標として採用しており、過去の経営成績を勘案して算出した目標を定め、その支給額は当事業年度の営業利益、受注高等の達成状況に応じた金額としております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額3億20百万円以内(うち社外取締役分は30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役は2名)でありました。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第61期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名でありました。
5. 取締役会は、代表取締役社長熊谷努に対し、取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に人事・報酬等諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

- ③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額  
社外監査役2名が当社の子会社から受けた監査役としての報酬等の総額は、0百万円  
あります。

### (3) 社外役員に関する事項

| 区分    | 氏名   | 重要な兼職の状況                                                | 主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割の概要                                                                                                                                           |
|-------|------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 田中等  | 弁護士（丸の内南法律事務所）、株式会社SUMCO社外取締役（監査等委員）                    | 当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>また、人事・報酬等諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 杉町真  | アイペット損害保険株式会社社外取締役（監査等委員）、アイペットホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） | 就任後開催の取締役会15回すべてに出席し、損害保険会社の役員としての経験及び知見等に基づき発言を行い、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。<br>また、人事・報酬等諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。  |
| 社外監査役 | 稲垣宜昭 | —                                                       | 就任後開催の取締役会15回及び監査役会10回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき発言を行っております。                                                                                          |
| 社外監査役 | 二宮照興 | 弁護士（丸市綜合法律事務所）                                          | 当期開催の取締役会18回のうち17回に、監査役会13回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知見等に基づき発言を行っております。                                                                                               |
| 社外監査役 | 森秀文  | 税理士（森秀文税理士事務所）、中野冷機株式会社社外監査役                            | 就任後開催の取締役会15回及び監査役会10回すべてに出席し、税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見等に基づき発言を行っております。                                                                                             |

(注)重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| 項 目                                  | 報酬等の額 |
|--------------------------------------|-------|
| ①当期に係る会計監査人としての報酬等                   | 43百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在するTokyo Enesys (Thailand) Co., Ltd.及びAdmiration Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、リスク管理及び企業倫理等、事業運営上の重要課題を審議するため、業務全般を統括管理する事業運営会議等を設置し、適切に運営することで、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- ② 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ③ 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- ④ 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

#### (3) リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
- ② 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に管理する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議及びリスク管理委員会において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - ④ 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
  - ⑤ 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
  - ⑥ リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
  - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
  - ③ 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。
- (5) 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。
  - ② 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
  - ③ 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
  - ④ 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。



(6) 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
- ② 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
- ③ 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えるとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補佐する従業員を配置する。ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補佐すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役の指示の実効性を確保する。
- ② 監査役の職務を補佐する任に兼務で選任された従業員は、監査役の指揮命令に優先的に服するものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。
- ② 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- ③ 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることできる体制を整備する。
  - ② 会計監査人及び内部監査組織が、監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。
  - ③ 監査役の職務の執行について生じる費用の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な費用の場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況  
東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 職務執行の適正性に対する取り組み状況

当社グループは、東京エネシスグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス経営を行っております。

適切な経営判断をするため、法令、定款、取締役会規程に従い、当期は、取締役会を18回開催しております。取締役会では、経営方針、経営計画、契約等の重要な職務執行の決定、四半期毎の職務執行報告等により、取締役の監督を行っております。

取締役会の決定に基づく職務執行について、社内規程において、責任、権限、遵守すべき法令等を明確にし、取締役及び従業員が適正かつ効率的に執行しております。

取締役会等重要会議体の議事録、その他職務執行に係る情報について、法令、文書管理規程等に従い、適切に管理しております。

### (2) リスク管理に対する取り組み状況

事業運営上の重要課題の協議と情報共有及びリスク管理を中心とした業務全般の統括管理を目的として、事業運営会議を設置しており、当期は59回開催しております。当会議には、企業倫理相談窓口への相談事案及び調査結果も報告される仕組みとなっており、

経営に及ぼす影響を最小限に抑制するように取り組んでおります。

また、リスク管理規程に従い、グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスク管理委員会を当期は6回開催して被害・影響範囲を極小化するように取り組んでいるとともに、地震等緊急時における対応内容の確認も実施しております。

新型コロナウイルス感染症の対応については、対策会議を13回開催して都度、対処方針を審議・決定し対策の徹底を図ることで社員への感染予防と拡大防止に努めております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性・効率性に対する取り組み状況

当社グループとしての業務の適正性・効率性確保、グループ内部統制の的確な実施を目的としたグループ会社管理規程に従い、当社とグループ会社の事業運営上の重要事項について事前協議を実施するとともに、グループ会社から業務執行状況、リスク管理等について、報告を受けております。

当社内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を常務会に報告しております。取締役は監査報告を踏まえ、所要の改善を実施し、業務の適正を確保しております。

当社グループの企業倫理に対する取り組みとして、経営幹部から新入社員に至る各階層及び各事業所における教育活動を実施し、定着化と徹底を図っております。また、当社グループ及び取引先企業も利用できる内部通報制度として、企業倫理相談窓口を運用しており、相談者に不利益が生じることのないよう、プライバシーを厳重に保護しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み状況

監査役の職務補佐として、取締役からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に優先的に服す兼務従業員を配置しております。取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、重要な職務執行記録の提供等必要な報告を行っております。また、企業倫理相談窓口に寄せられた相談について、その調査結果を監査役へ報告しております。

監査役は、取締役会等の会議体に参加し、必要に応じ意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を行う等連携して、監査を行っております。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組み状況

当社グループは、東京エネシスグループ企業行動憲章を遵守するよう徹底し、外部専門機関からの情報入手、被害防止対策の実施や取引先に対する契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記すること等により、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨んでおります。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目            | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>  |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>    | <b>58,464</b> | <b>流動負債</b>        | <b>16,487</b> |
| 現金預金           | 9,304         | 支払手形・工事未払金等        | 6,418         |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 29,167        | 短期借入金              | 76            |
| 有価証券           | 13,998        | 未払法人税等             | 736           |
| 未成工事支出金        | 3,310         | 未成工事受入金            | 3,239         |
| その他            | 2,683         | 完成工事補償引当金          | 65            |
| 貸倒引当金          | △0            | 災害損失引当金            | 4             |
|                |               | 工事損失引当金            | 631           |
|                |               | その他                | 5,316         |
| <b>固定資産</b>    | <b>31,151</b> | <b>固定負債</b>        | <b>8,269</b>  |
| 有形固定資産         | (20,336)      | 長期借入金              | 1,750         |
| 建物・構築物         | 8,217         | 繰延税金負債             | 8             |
| 機械・運搬具         | 751           | 退職給付に係る負債          | 6,101         |
| 工具器具・備品        | 407           | 資産除去債務             | 353           |
| 土地             | 8,039         | その他                | 55            |
| リース資産          | 2             | <b>負債合計</b>        | <b>24,756</b> |
| 建設仮勘定          | 2,917         | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| 無形固定資産         | (801)         | <b>株主資本</b>        | <b>62,773</b> |
| 投資その他の資産       | (10,013)      | 資本金                | 2,881         |
| 投資有価証券         | 7,992         | 資本剰余金              | 3,965         |
| 繰延税金資産         | 1,765         | 利益剰余金              | 57,891        |
| その他            | 272           | 自己株式               | △1,964        |
| 貸倒引当金          | △17           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>2,144</b>  |
| <b>資産合計</b>    | <b>89,616</b> | その他有価証券評価差額金       | 2,237         |
|                |               | 為替換算調整勘定           | △92           |
|                |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>△59</b>    |
|                |               | <b>純資産合計</b>       | <b>64,859</b> |
|                |               | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>89,616</b> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                    | 金 額   |              |
|------------------------|-------|--------------|
| 売上高                    |       | 59,514       |
| 売上原価                   |       | 51,116       |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>8,398</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 4,293        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>4,104</b> |
| 営業外収益                  |       |              |
| 受取利息及び配当金              | 175   |              |
| 為替差益                   | 131   |              |
| その他                    | 13    | 320          |
| 営業外費用                  |       |              |
| 支払利息                   | 56    |              |
| 投資事業組合運用損              | 246   |              |
| デリバティブ評価損              | 135   |              |
| その他                    | 66    | 505          |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>3,920</b> |
| 特別利益                   |       |              |
| 投資有価証券売却益              | 209   |              |
| その他                    | 0     | 209          |
| 特別損失                   |       |              |
| 災害による損失                | 0     |              |
| 固定資産除却損                | 21    |              |
| 災害損失引当金繰入額             | 4     |              |
| その他                    | 0     | 27           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>4,102</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,301 |              |
| 法人税等調整額                | 136   | 1,438        |
| 当期純利益                  |       | 2,664        |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |       | 83           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>2,747</b> |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 2,881   | 3,965     | 56,156    | △2,120  | 60,882      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △958      |         | △958        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |           | 2,747     |         | 2,747       |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |           | △53       |         | △53         |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |           |           | 156     | 156         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | 1,735     | 155     | 1,891       |
| 当 期 末 残 高                     | 2,881   | 3,965     | 57,891    | △1,964  | 62,773      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                           | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|---------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                     | 1,810                   | 30            | 1,840                     | 36      | 62,758    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                         |               |                           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                         |               |                           |         | △958      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                         |               |                           |         | 2,747     |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                         |               |                           |         | △53       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                         |               |                           |         | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                         |               |                           |         | 156       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 427                     | △122          | 304                       | △95     | 208       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 427                     | △122          | 304                       | △95     | 2,100     |
| 当 期 末 残 高                     | 2,237                   | △92           | 2,144                     | △59     | 64,859    |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連 結 注 記 表

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社（8社）は、すべて連結しております。

子会社名は、東工企業(株)、(株)バイコム、(株)テクノ東京、(株)東輝、Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd.、Admiration Co.,Ltd.、合同会社境港エネルギーパワー、PT.HASHIMOTO GEMILANG INDONESIAであります。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました東工電設(株)については、2021年3月31日に清算終了したため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（SCI Enesys Co.,Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                              | 決算日    |
|----------------------------------|--------|
| Tokyo Enesys (Thailand) Co.,Ltd. | 12月31日 |
| Admiration Co.,Ltd.              | 12月31日 |
| PT.HASHIMOTO GEMILANG INDONESIA  | 12月31日 |

連結計算書類の作成にあたっては、上記決算日の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日である3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法



- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 未成工事支出金……………個別法による原価法
- (2) 減価償却資産の減価償却の方法  
 有形固定資産……………定率法を採用しております。  
 (リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |         |       |
|---------|-------|
| 建物・構築物  | 8～47年 |
| 機械・運搬具  | 4～17年 |
| 工具器具・備品 | 2～15年 |
- 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準  
 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金……………完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
 ① 退職給付に係る会計処理の方法  
 退職給付に係る負債については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
 数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に全額一括費用処理しております。

② 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

**【表示方法の変更に関する注記】**

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「固定資産売却益」（当連結会計年度0百万円）、及び「受取弁済金」（当連結会計年度0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

**【会計上の見積りに関する注記】**

（工事進行基準）

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額 完成工事高 37,574百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

工事進行基準による収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事原価総額の見積りは、実行予算によって行います。実行予算は、入手可能な情報に基づいた施工条件や資機材価格を仮定し、作業効率等を勘案して各工種毎に詳細に積み上げて作成しますが、工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくくなります。このため、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による一定の仮定と判断により見積られるため、不確実性を伴うものとなります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

工事着手後は実際の発生原価と対比して、適時・適切に実行予算の見直しを行っていますが、設備工事における人的・物的事故の内的要因や、市況の変動、自然災害及び感染症拡大等の外的要因により、仮定要素は将来変動する可能性があります。工事原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴うことから、見積りに乖離が生じた場合には完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

## 【追加情報】

(従業員等)に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年度より、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生を拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

本プランは、「東京エネシス社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京エネシス社員持株会専用信託口」(以下、「E-Ship信託」といいます。)を設定し、E-Ship信託は、5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、11百万円、11千株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度末 26百万円

## (会社分割による事業承継)

当社は、2021年1月27日開催の取締役会において、株式会社日立プラントコンストラクション(以下、「日立プラントコンストラクション」といいます。)の火力発電に関連する事業の一部(以下、「対象事業」といいます。)を会社分割(以下、「本会社分割」といいます。)により承継する統合基本契約を締結することを決議し、同日締結いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 日立プラントコンストラクションの火力発電に関連する事業

事業の内容 火力発電設備に係る設計、施工

#### (2) 企業結合日

2021年7月1日(予定)

#### (3) 企業結合の法的形式

日立プラントコンストラクションを分割会社、当社を承継会社とする吸収分割です。

#### (4) 企業結合後の名称変更

変更はありません。

## (5) その他取引の概要に関する事項

### ①取引の目的

当社は、中期経営計画において「持続的な成長と拡大」を掲げ、収益構造を多様化していくためコア事業である電力設備の建設及び保守事業を強化するとともに、これらの設備工事業において培った経験と知見を活かしてコージェネレーション設備、太陽光発電設備、バイオマス発電設備、石油化学プラント発電設備などへ事業領域を拡大しております。

一方、日立プラントコンストラクションが有する対象事業においては、火力発電所の主要設備であるボイラー・タービン・発電機などの据付工事を柱として、独自の工法や技術の開発に努め、特に吊搬を駆使した工事計画の立案や工期短縮に資する機材の開発などの面で優れた技術を保有すると共に、直営技術や海外経験を有する優秀な人材を多数擁しております。

今後、2050年の脱炭素化社会実現に向けエネルギー供給構造変革の議論が進められていく中で、当社は中長期的にこれまでの電力事業を安定的に支えていくとともに、再生可能エネルギーの主力電源化等を目指した構造変革へ柔軟に対応すべく、組織力・技術力・施工力の強化・拡充へ精力的に取り組んでいるところであります。

当社にとってこのたびの対象事業の承継は、日立プラントコンストラクションが有する優れた技術による生産性の向上、優秀な人材の活用によるグローバルな事業展開、豊富な協力会社体制による施工力の強化など、さまざまなシナジー効果が期待でき、ひいては当社の企業価値向上に対して大いに寄与するものと判断いたしました。

### ②本会社分割に係る割当ての内容

当社は、本会社分割に際し、日立プラントコンストラクションに対して両社間で合意に至った金額（2,300百万円に、2020年3月末時点における分割する資産を加算した額から分割する負債を控除した額（以下、「貸借差額」といいます。）に効力発生日直前の貸借差額を加味した金銭）を交付する予定です。

### ③承継する部門の経営成績（2020年3月期）

売上高12,277百万円

### ④承継する資産、負債の項目及び金額

分割する資産及び負債については、対象事業に係る資産（流動資産：売掛債権、未収入金、棚卸資産、固定資産：土地、建物等）及び負債（流動負債：買掛債務、未払金、前受金、未払費用、引当金等、固定負債：退職給付債務）のうち吸収分割契約において定めるものとなりますが、その帳簿価格については2021年6月末までに確定する予定です。

## 2. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。
5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

#### 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産  
株式（投資有価証券） 2百万円  
なお、上記の株式（投資有価証券）については、他社の借入金の担保に供しているものであります。
2. 有形固定資産減価償却累計額 14,172百万円
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく内容は次のとおりであります。  
コミットメントライン契約の総額 7,000百万円  
借入実行残高 ー百万円  
差引額 7,000百万円

#### 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数 普通株式 37,261,752株
2. 剰余金の配当  
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2020年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 496百万円 | 14.50円   | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |
| 2020年10月28日<br>取締役会  | 普通株式  | 461百万円 | 13.50円   | 2020年9月30日 | 2020年12月2日 |

(注)1 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注)2 2020年10月28日取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
2021年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議することとしております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2021年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 513百万円 | 15.00円   | 2021年3月31日 | 2021年6月30日 |

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社（東京エネシス社員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。また、投機目的の取引は行わない方針であります。

資金調達については、運転資金及び設備資金の一部を金融機関より借入れております。

営業債権である、受取手形・完成工事未収入金等に係る一部の信用リスクについては、取引先の信用状況を継続的に把握して与信管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券や株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引については、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行いません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照してください。)

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-------------------|----------------|--------|-----|
| (1)現金預金           | 9,304          | 9,304  | －   |
| (2)受取手形・完成工事未収入金等 | 29,167         | 29,160 | △6  |
| (3)有価証券及び投資有価証券   |                |        |     |
| ①満期保有目的の債券        | 15,001         | 15,003 | 2   |
| ②その他有価証券          | 5,302          | 5,302  | －   |
| 資産 計              | 58,774         | 58,771 | △3  |
| 支払手形・工事未払金等       | 6,418          | 6,418  | －   |
| 負債 計              | 6,418          | 6,418  | －   |
| デリバティブ取引(※)       | (22)           | (22)   | －   |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1)現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

支払手形・工事未払金等

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関により提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

|           | 連結貸借対照表<br>計 上 額 |
|-----------|------------------|
| 非上場株式     | 375              |
| 投資事業組合出資金 | 274              |
| 匿名組合出資金   | 1,038            |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

- 1 株当たり純資産額 1,897円94銭
- 2 1 株当たり当期純利益 80円50銭

(注) 1 株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1 株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度末11,300株、期中平均株式数83,484株)を控除して算定しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目           | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b> |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>   | <b>58,628</b> | <b>流動負債</b>     | <b>16,605</b> |
| 現金預金          | 6,742         | 工事未払金           | 6,214         |
| 受取手形          | 250           | 短期借入金           | 646           |
| 完成工事未収入金      | 31,664        | 未払費用            | 1,861         |
| 有価証券          | 13,998        | 未払法人税等          | 614           |
| 完成工事支出金       | 3,259         | 未成工事受入金         | 3,239         |
| 前渡金           | 248           | 完成工事補償引当金       | 65            |
| その他           | 2,463         | 災害損失引当金         | 4             |
| <b>固定資産</b>   | <b>28,481</b> | 工事損失引当金         | 631           |
| 有形固定資産        | (12,916)      | その他の            | 3,328         |
| 建物・構築物        | 5,068         | <b>固定負債</b>     | <b>8,278</b>  |
| 機械・運搬具        | 546           | 長期借入金           | 1,750         |
| 工具器具・備品       | 171           | 退職給付引当金         | 5,982         |
| 土地            | 6,844         | その他の            | 545           |
| リース資産         | 200           | <b>負債合計</b>     | <b>24,883</b> |
| 建設仮勘定         | 85            | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 無形固定資産        | (70)          | <b>株主資本</b>     | <b>59,989</b> |
| ソフトウェア        | 42            | 資本金             | 2,881         |
| その他           | 27            | 資本剰余金           | 3,965         |
| 投資その他の資産      | (15,494)      | 資本準備金           | 3,723         |
| 投資有価証券        | 7,641         | その他資本剰余金        | 242           |
| 関係会社株式        | 1,621         | 利益剰余金           | 55,107        |
| 長期貸付金         | 4,327         | 利益準備金           | 720           |
| 繰延税金資産        | 1,660         | その他利益剰余金        | 54,387        |
| その他           | 261           | 配当準備積立金         | 1,000         |
| 貸倒引当金         | △17           | 固定資産圧縮積立金       | 423           |
| <b>資産合計</b>   | <b>87,109</b> | 特別償却準備金         | 76            |
|               |               | 別途積立金           | 29,000        |
|               |               | 繰越利益剰余金         | 23,887        |
|               |               | 自己株式            | △1,964        |
|               |               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>2,237</b>  |
|               |               | その他有価証券評価差額金    | 2,237         |
|               |               | <b>純資産合計</b>    | <b>62,226</b> |
|               |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>87,109</b> |



# 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額   |              |
|-----------------|-------|--------------|
| 売上高             |       | 61,315       |
| 売上原価            |       | 53,736       |
| 売上総利益           |       | 7,579        |
| 販売費及び一般管理費      |       | 3,550        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>4,029</b> |
| 営業外収益           |       |              |
| 受取利息及び配当金       | 244   |              |
| 為替差益            | 129   |              |
| その他の            | 11    | 385          |
| 営業外費用           |       |              |
| 支払利息            | 57    |              |
| 投資事業組合運用損       | 246   |              |
| デリバティブ評価損       | 135   |              |
| その他の            | 67    | 506          |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>3,909</b> |
| 特別利益            |       |              |
| 投資有価証券売却益       | 209   |              |
| その他の            | 0     | 209          |
| 特別損失            |       |              |
| 災害による損失         | 0     |              |
| 固定資産除却損         | 20    |              |
| 貸倒損             | 5     |              |
| 災害損失引当金繰入       | 4     |              |
| その他の            | 0     | 31           |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>4,086</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,123 |              |
| 法人税等調整額         | 156   | 1,279        |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>2,806</b> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                 |           |                 |                   |           |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-------------------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金 |                 |                   |           |
|                             |         | 資 準 備 本 金 | そ の 他 資 剰 余 本 金 | 利 準 備 金   | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                   |           |
|                             |         |           |                 |           | 配 当 積 立         | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却 金 |
| 当 期 首 残 高                   | 2,881   | 3,723     | 242             | 720       | 1,000           | 426               | 144       |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |         |           |                 |           |                 | △3                |           |
| 特別償却準備金の取崩                  |         |           |                 |           |                 |                   | △67       |
| 剰余金の配当                      |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 当期純利益                       |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 自己株式の取得                     |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 自己株式の処分                     |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |           |                 |                   |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | -               | -         | -               | △3                | △67       |
| 当 期 末 残 高                   | 2,881   | 3,723     | 242             | 720       | 1,000           | 423               | 76        |

|                             | 株 主 資 本         |               |         |             | 評価・換算差額等                | 純資産合計  |
|-----------------------------|-----------------|---------------|---------|-------------|-------------------------|--------|
|                             | 利 益 剰 余 金       |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                         |        |
|                             | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |         |             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |        |
|                             | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |             |                         |        |
| 当 期 首 残 高                   | 29,000          | 21,967        | △2,120  | 57,984      | 1,809                   | 59,794 |
| 事業年度中の変動額                   |                 |               |         |             |                         |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |                 | 3             |         | -           |                         | -      |
| 特別償却準備金の取崩                  |                 | 67            |         | -           |                         | -      |
| 剰余金の配当                      |                 | △958          |         | △958        |                         | △958   |
| 当期純利益                       |                 | 2,806         |         | 2,806       |                         | 2,806  |
| 自己株式の取得                     |                 |               | △0      | △0          |                         | △0     |
| 自己株式の処分                     |                 |               | 156     | 156         |                         | 156    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                 |               |         |             | 427                     | 427    |
| 事業年度中の変動額合計                 | -               | 1,920         | 155     | 2,004       | 427                     | 2,431  |
| 当 期 末 残 高                   | 29,000          | 23,887        | △1,964  | 59,989      | 2,237                   | 62,226 |

# 個別注記表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 8～47年

機械・運搬具 4～17年

工具器具・備品 2～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金……………完成工事にかかる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 工事損失引当金……………受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見積額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異については、発生した事業年度に全額一括費用処理しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

### 【表示方法の変更に関する注記】

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

連結注記表 表示方法の変更に関する注記（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）に注記しておりますので、記載を省略しております。

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「受取手形」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「受取手形」は69百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「固定資産売却益」(当事業年度0百万円)、及び「受取弁済金」(当事業年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

**【会計上の見積りに関する注記】**

(工事進行基準)

- (1) 当年度の計算書類に計上した金額 完成工事高 37,574百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報  
連結注記表 会計上の見積りに関する注記(工事進行基準)に注記しておりますので、記載を省略しております。

**【追加情報】**

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表 追加情報(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)に注記しておりますので、記載を省略しております。

(会社分割による事業承継)

連結注記表 追加情報(会社分割による事業承継)に注記しておりますので、記載を省略しております。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産  
株式(投資有価証券) 2百万円  
なお、上記の株式(投資有価証券)については、他社の借入金の担保に供しているものであります。
2. 有形固定資産減価償却累計額 12,719百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務  
短期金銭債権 8,509百万円  
長期金銭債権 4,326百万円  
短期金銭債務 1,547百万円  
長期金銭債務 125百万円
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく内容は次のとおりであります。  
コミットメントライン契約の総額 7,000百万円  
借入実行残高 ー百万円  
差引額 7,000百万円

**【損益計算書に関する注記】**

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | 37,574百万円 |
| 2. 関係会社との取引高      |           |
| 売上高               | 11,877百万円 |
| 仕入高               | 5,124百万円  |
| その他営業取引高          | 30百万円     |
| 営業取引以外の取引高        | 40百万円     |

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 3,056,986株

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式が11,300株含まれております。

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 繰延税金資産    |           |
| 退職給付引当金      | 1,837百万円  |
| 賞与未払金        | 472百万円    |
| 工事損失引当金      | 193百万円    |
| 投資有価証券評価損    | 170百万円    |
| 資産除去債務       | 151百万円    |
| その他          | 204百万円    |
|              | <hr/>     |
| 繰延税金資産小計     | 3,030百万円  |
| 評価性引当額       | △269百万円   |
|              | <hr/>     |
| 繰延税金資産合計     | 2,760百万円  |
| 2. 繰延税金負債    |           |
| その他有価証券評価差額金 | △785百万円   |
| 固定資産圧縮積立金    | △186百万円   |
| その他          | △128百万円   |
|              | <hr/>     |
| 繰延税金負債合計     | △1,100百万円 |
|              | <hr/>     |
| 繰延税金資産の純額    | 1,660百万円  |

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類          | 会社等の名称                  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容            | 取引金額   | 科 目      | 期末残高  |
|--------------|-------------------------|--------------------|------------------|------------------|--------|----------|-------|
| その他の<br>関係会社 | 東京電力<br>ホール<br>ディングス(株) | 被所有<br>直接26.5%     | 電力関連設備<br>工事の請負等 | 電力関連設備<br>工事の施工等 | 11,875 | 完成工事未収入金 | 8,411 |
|              |                         |                    |                  |                  |        | 未成工事受入金  | 352   |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。  
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称                  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目                 | 期末残高  |
|-----|-------------------------|--------------------|-----------------|-------|------|---------------------|-------|
| 子会社 | 東工企業(株)                 | 所有<br>直接100%       | 資金の貸付<br>役員の兼任等 | 資金の貸付 | -    | その他の流動資産<br>(短期貸付金) | 83    |
|     |                         |                    |                 |       |      | 長期貸付金               | 1,408 |
| 子会社 | Admiration<br>Co., Ltd. | 所有<br>直接48.9%      | 資金の貸付<br>役員の兼任等 | 資金の貸付 | -    | 長期貸付金               | 2,299 |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
貸付に係る金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
2. 取引金額は為替差損益を含まず、期末残高は為替差損益を含んでおります。

### 3. その他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

| 種 類                  | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容            | 取引金額  | 科 目      | 期末残高  |
|----------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|-------|----------|-------|
| その他の<br>関係会社の<br>子会社 | 東京電力<br>パワーグリッド(株) | -                  | 電力関連設備<br>工事の請負等 | 電力関連設備<br>工事の施工等 | 2,106 | 完成工事未収入金 | 1,066 |

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。  
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,819円24銭  
2. 1株当たり当期純利益 82円23銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」により野村信託銀行株式会社(東京エネシス社員持株会専用信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度末11,300株、期中平均株式数83,484株)を控除して算定しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 東京エネシス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 克 宏 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京エネシス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 東京エネシス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 克 宏 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京エネシスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社東京エネシス 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役        | 椎 | 名 | 真 | 司 | Ⓜ |
| 常勤監査役（社外監査役） | 稲 | 垣 | 宜 | 昭 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 二 | 宮 | 照 | 興 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 森 |   | 秀 | 文 | Ⓜ |

以上



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時




### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



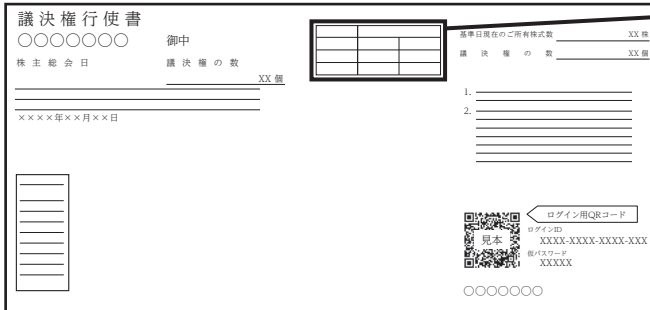
### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

個人番号 XXXXX

XXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

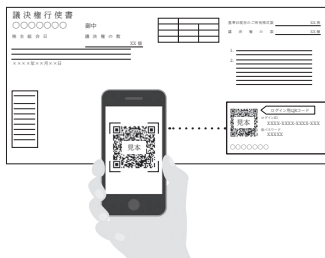
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

- 3 新しいパスワードを登録する

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。











## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー17階「オパール17」  
電話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分  
※ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。